

新型コロナウイルス感染症に伴う

令和3年度の固定資産税等の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、厳しい経営環境に直面している中小事業者等の税負担を軽減するため、償却資産と事業用家屋にかかる令和3年度の固定資産税等を、事業収入の減少率に応じ、ゼロまたは1/2とします。（当該措置は令和3年度課税の1年度分に限りです。）

▶減免の対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等（法人・個人）

【中小事業者等とは】

1. 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
2. 資本もしくは出資を有しない法人または個人で従業員1,000人以下の場合

※ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。

ア. 同一の大規模法人（資本金の額もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人または大法人（資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人

イ. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

※本制度は前年と比較して一定の事業収入が減少している場合を要件としており、前年同期との比較ができない場合は、新型コロナウイルス感染症の影響であることが確認できないため、開業間もない事業者については、対象外となります。

※風俗営業等の規制及び業務適正化に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいる方を除きます。

▶対象となる固定資産

償却資産および事業用家屋
（※土地、居住用家屋は対象外）

▶減免割合

事業収入の減少率	課税標準額の減免割合
30%以上50%未満の減少	1 / 2
50%以上の減少	全額

▶申請書類

- ① 特例措置に関する申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの（原本））
- ② 収入減を証する書類…会計帳簿や青色申告決算書等
- ③ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類…青色・白色申告決算書や収支内訳書等
- ④ 償却資産申告書一式

なお、申告期間は令和3年（2021年）1月4日㊦から同年2月1日㊦

▶申告・問合せ 〒289-0221 千葉県香取郡神崎町神崎本宿163番地
町民課税務係 ☎ 2112（直通）

▶軽減を受けるには

